

福山市障がい者総合支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援の体制の整備を図ること及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条の規定に基づき、福山市内の区域内で、医療、介護、教育、その他の障がい者の自立と社会参加に関連する分野に従事する者が行う障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として設置する福山市障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(取扱事項)

第2条 協議会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 相談支援事業の実施状況の確認及び検証に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 専門部会の設置及び運営に関すること。
- (6) 相談支援従事者の質の向上及び障がい福祉に関する周知・啓発活動に関すること。
- (7) 市障がい福祉計画に対する協議に関すること。
- (8) 障がい者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議に関すること。
- (9) その他地域生活支援体制の構築に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関・団体等に属する委員をもって構成する。ただし、必要があるときは、委員以外の者を臨時委員として会議に出席させ、意見を聴くことができる。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期期間の中途に委員となった場合の任期期間は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 運営会議長
- (3) 専門部会長

(4) 運営会議及び専門部会の運営に必要な役員

(5) 事務局長

2 会長は、福祉部長をもって充てる。

3 運営会議長及び運営会議の運営に必要な役員は、運営会議に属する委員の互選により選出する。

4 専門部会長及び専門部会の運営に必要な役員は、専門部に属する委員の互選により選出する。

5 事務局長は、基幹相談支援センター所長をもって充てる。

(職務)

第5条 会長は、この会を代表し、会務を総括するとともに、運営会議及び専門部に属する委員を指名する。

2 運営会議長は、運営会議を代表する。

3 専門部会長は、専門部会を代表する。

4 事務局長は、第6条に規定する会議を開催し、協議会の事務を掌理する。

(運営会議等)

第6条 協議会に次の会議等を置くものとする。

(1) ネットワーク会議

(2) 運営会議

(3) 専門部会

(4) 事務局会議

(ネットワーク会議)

第7条 ネットワーク会議は、別表のネットワーク会議に属する委員をもって構成する。

2 ネットワーク会議は、会長が招集し、その議長となり、協議会の運営、進捗状況等の情報の共有及び必要な協議を行う。

3 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営会議)

第8条 運営会議は、別表の運営会議に属する委員及び第4条第1項に規定する役員をもって構成する。

2 運営会議は、協議会の運営に関し、必要な協議及び企画・調整等を行う。

(専門部会)

第9条 専門部会(以下「部会」という。)は、別表の専門部に属する委員をもって構成し、各専門部会における個別課題について運営会議と連携し、情報の共有・支援や社会資源の開発等について協議する。

2 協議会に次の専門部会を設置するものとする。なお、次に掲げる専門部会以外に必要な応じて、会長が協議会に諮り専門部会を設置することができる。

(1) 相談支援部会

(2) 発達支援部会

(3) 就労支援部会

(4) 地域生活支援部会

(5) 権利擁護支援部会

3 前項第1号の相談支援部会に相談支援事業所、基幹相談支援センター及び行政所管課により構成する相談支援事業所連絡会を設置する。

(事務局会議)

第10条 事務局会議は、基幹相談支援センター及び行政所管課により構成する。

2 事務局会議は、協議会の円滑な運営を図るため、課題の整理等の連絡・調整を行う。

(費用弁償)

第11条 協議会の任務遂行のため委員が旅行する場合は、福山市実費弁償条例（昭和41年条例第118号）の規定を適用する。

(秘密の保持)

第12条 協議会の構成員及び関係者は、会議及び活動を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、基幹相談支援センターにおいて処理する。

2 前項の規定に関わらず、協議会の庶務は、福山市基幹相談支援事業実施要綱第2条により市が委託した法人等に委託することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が運営会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、2007年（平成19年）9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

別表（第3条及び第7条から第9条関係）

| 区分関係・団体等 | ネットワーク会議 | 運営会議 | 相談支援部会 | 発達支援部会 | 就労支援部会 | 地域生活支援部会 | 権利擁護支援部会 |
|----------------|----------|------|--------|--------|--------|----------|----------|
| 相談支援事業者・相談関係機関 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 保健医療関係機関 | ○ | | | ○ | | ○ | ○ |
| 雇用関係機関 | ○ | | | | ○ | | |
| 企業関係機関 | ○ | | | | | | |
| 労働関係者 | ○ | | | | | | |
| 教育関係機関 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | |
| 障がい福祉サービス等事業者 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 障がい者関係団体 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 地域福祉関係団体 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ |
| 関係機関 | ○ | | | | | ○ | ○ |
| 関係行政機関 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |